



厚生労働省 福井労働局

Press Release

福井労働局発表
平成27年11月30日(月)

報道関係者 各位

【照会先】

福井労働局職業安定部職業安定課

課長 毛利 告

課長補佐 森下 歩

電話 0776-26-8609 (内線 5202)

福井県と福井労働局との雇用対策協定の締結について

このたび、福井県（西川一誠知事）と福井労働局（加藤滋穂局長）は、お互いが密に連携して、人口減少に係る諸施策の他、国と県が行う雇用対策を総合的、効果的かつ一体的に実施することを目的として、下記のとおり「雇用対策協定」を締結しましたのでお知らせします。

記

1 締結日 平成27年11月30日(月)

2 協定内容 別添のとおり

◎記者提供資料

【表題】

福井県と福井労働局との雇用対策協定の締結について

【目的】

福井県と福井労働局が相互に密に連携して、人口減少に係る諸施策の他、国と県が行う雇用対策を総合的、効果的かつ一体的に実施することを目的としています。

【協定の主な内容】

- 1 ふくい創生・人口減少対策戦略に掲げる人口減少及び雇用問題に対応するため、主に「U・Iターンの促進」及び「福井県への定住就職促進」の取組み等を福井県と福井労働局が総合的、効果的かつ一体的に推進します。
- 2 具体的な取組み内容等については、福井県と福井労働局で組織する運営協議会で協議・策定します。
- 3 施策の推進にあたっては、その円滑な推進に向け、相互が必要な人員や経費等の確保に努めるほか、相互に必要な要請を行えることとしています。

【協定のメリット】

- 1 地域の雇用問題について、国と自治体が連携・協力して取組む課題が整理でき、共通認識を持つことができること。
- 2 上記の課題に対して、国と自治体がそれぞれ責任を持って取組む事項や連携して取組む事項を明確にして、各種の対策を一体的に実施することができること。
- 3 協定で定めた事項を達成するために、国と自治体で日常的・継続的に連絡調整を行う枠組みをつくり、実務的な連携を強化できること。
- 4 協定の締結により、労働局・ハローワークの業務に自治体の意向が反映され、これまで以上に密な連携を図れること。

【全国の協定締結状況】

平成27年11月27日現在、47自治体（20都道府県、26市、1町）と全国の各労働局が雇用対策協定を締結しています。

福井県・福井労働局雇用対策協定

附 則

この協定は、締結する日から実施する。

(目的)

第1条 この協定は、福井県と厚生労働省福井労働局（以下「福井労働局」という。）が、相互に密に連携して、人口減少に係る諸施策の他、国と県が行う雇用対策を総合的、効果的かつ一体的に実施することを目的として締結する。

(事業内容等)

第2条 福井県および福井労働局は、前条の目的を達成するため、具体的な取組みおよび実施方法を事業計画として毎年度定め、これを推進させるため定期的に協議を行うものとする。

(運営協議会の設置)

第3条 前条の事業計画に係る事項は、福井県および福井労働局で組織する運営協議会で定めるものとする。

(要請等)

第4条 福井県知事および福井労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため、必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 福井県知事および福井労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

(秘密保持)

第5条 この協定に基づく雇用対策に関する取組みにおいて、福井県および福井労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。

ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたときはこの協定に定める事項を変更しようとするときは、福井県および福井労働局が誠意をもって協議し、定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

平成27年11月30日

福井県知事 西川一誠

福井労働局長 加藤滋穂